

1. 水質試験方法

表－1 水質試験方法

(1/2)

試験項目	試験方法
水素イオン濃度 (pH)	JIS K0102 12.1
透視度	JIS K0102 9
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K0102 21
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K0102 17
浮遊物質 (SS)	環境庁告示第59号 付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	昭和49年環境庁告示第64号 付表4
フェノール類含有量	JIS K0102 28.1
銅含有量	JIS K0102 52.2, 52.3, 52.4 又は52.5
亜鉛含有量	JIS K0102 53
溶解性鉄含有量	JIS K0102 57.2, 57.3 又は57.4
溶解性マンガン含有量	JIS K0102 56.2, 56.3, 56.4 又は56.5
クロム含有量	JIS K0102 65.1
大腸菌群数	JIS K0102 72.3
蒸発残留物及び含水率	下水試験方法 2編1章9節
強熱残留物	下水試験方法 2編1章10節
よう素消費量	下水試験方法 2編1章35節
カドミウム及びその化合物	JIS K0102 55
シアン化合物	JIS K0102 38.1.2及び38.2, 38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5
有機燐化合物	昭和49年環境庁告示第64号付表1
鉛及びその化合物	JIS K0102 54
六価クロム化合物	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	JIS K0102 61
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀化合物	昭和46年環境庁告示第59号付表3又は 昭和49年環境庁告示第64号付表3
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	JIS K0093又は昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は5.5
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は5.5

試験項目	試験方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 又は5.4.1
四塩化炭素	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は5.5
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2又は5.4.1
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2又は5.4.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2又は5.4.1
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1 又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2又は5.4.1
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2
ベンゼン	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2又は5.4.2
セレン及びその化合物	JIS K0102 67
ほう素及びその化合物	JIS K0102 47
ふっ素及びその化合物	JIS K0102 34.1, 34.2, 34.4, 34.1.1 (C) 又は昭和46年環境庁告示第59号付表7
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<p>アンモニア性窒素に0.4を乗じたものに、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素を加えたものの合計量</p> <p>アンモニア性窒素：JIS K0102の42.2, 42.3又は42.5 亜硝酸性窒素：JIS K0102の43.1 硝酸性窒素：JIS K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5又は43.2.6</p>
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8

2. 汚泥溶出試験方法

表-2 汚泥溶出試験方法

試験項目	試験方法
アルキル水銀化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の1
水銀又はその化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の2
カドミウム又はその化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の3
鉛又はその化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の4
有機燐化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の5
六価クロム化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の6
砒素又はその化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の7
シアン化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の8
ポリ塩化ビフェニル	昭和48年環境庁告示第13号 第2の9
トリクロロエチレン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の10
テトラクロロエチレン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の11
ジクロロメタン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の12
四塩化炭素	昭和48年環境庁告示第13号 第2の13
1,2-ジクロロエタン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の14
1,1-ジクロロエチレン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の15
シス-1,2-ジクロロエチレン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の16
1,1,1-トリクロロエタン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の17
1,1,2-トリクロロエタン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の18
1,3-ジクロロプロペン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の19
チウラム	昭和48年環境庁告示第13号 第2の20
シマジン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の21
チオベンカルブ	昭和48年環境庁告示第13号 第2の22
ベンゼン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の23
セレン又はその化合物	昭和48年環境庁告示第13号 第2の24
1,4-ジオキサン	昭和48年環境庁告示第13号 第2の34